特別養護老人ホーム誠和荘　洗濯業務委託仕様書

この仕様書では、特別養護老人ホーム誠和荘（以下「甲」という。）内で行う洗濯業務を委託するため、その業務内容、履行方法等を定める。

１　業務場所及び委託業務内容

（１）業務場所

名古屋市天白区植田山二丁目１０１番地

特別養護老人ホーム誠和荘　４階洗濯室

業務場所は、主に４階洗濯室とし、必要に応じて指定された場所とする。

（２）委託業務内容

① 利用者私物、タオル類（バスタオル、おしぼりタオル、フェイスタオル、下用タオル）、エプロン、クッション、防水シーツ、職員ユニフォームの洗濯。

② 利用者私物、タオル類（バスタオル、おしぼりタオル、フェイスタオル、下用タオル）、エプロン、防水シーツ、職員ユニフォームのたたみ及び指定場所への納品。

③ 寝具類のリネン庫への納品。

④ デイサービス利用者、私物、タオル類、シーツ、防水シーツの洗濯及び納品。

２　委託契約期間

委託契約期間は、令和８年４月１日～令和９年３月 31 日とし、双方異議がない場合は、同一内容で更に１年間延長できるものとする。以後同様とする。

ただし、契約期間の延長は、令和 13 年３月 31 日までとする。

３　業務上の指示事項

（１）受託業者(以下「乙」という。)は、甲の指示に従い、業務を遂行すること。

（２）乙が知り得た利用者の情報は、受託した業務の範囲のみで取り扱うこと。契約満了後においても同様とすること。

（３）乙は、労働基準法等の関係法令及び甲の規則等を遵守すること。

４　遵守事項

乙は、業務の実施に当たっては、下記の事項を遵守しなければならない。

（１）甲の指示に誠意をもって従うこと。

（２）環境整備と衛生管理に十分留意して努めること。

（３）業務上の災害・事故防止に努めること。

（４）感染症予防及び対策に努めること。

（４）常に業務改善のための研究努力や技術研鑽に努めること。

（５）水道、ガス、電気などの省エネルギー化に努めること。

５　業務従事者

業務の実状に応じ、適正な数の業務従事者を配置すること。

６　業務日及び業務時間

業務日は３６５日とし、業務時間は ８：３０～１７：００とする。

７　委託費の支払い

契約金額（年額）の１２分の１に相当する額を履行の翌月に支払う。

８　施設及び設備の使用

業務には甲の施設及び設備を無償で使用し、業務に必要な消耗品は甲が準備する。

９　洗濯物の紛失・損傷

乙は洗濯物の紛失又は損傷を与えた場合は弁償の責任を負うものとする。

10　事故等に対する対処

（１）乙は、当該職場の秩序を守り、火災・盗難等の防止及び労働安全衛生に努めること。

（２）乙は、施設内の火災・災害訓練等の実施に参加協力をすること。

11　損害賠償と責務

乙はその責に帰する事由により使用物件の全部又は一部を滅失又は破損した時は、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。また、甲の建物内において乙の責に帰する一切の行為並びに発生する結果について全てその責任を負うものとする。

12　業務従業員の服務規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。当該行為があったと認められる場合は、甲は乙に対し業務従事者の交代を求めることができる。

（１）勤務中は、乙が定める衣服を着用すること。

（２）勤務中は、礼儀正しく品行を慎み応対にあっては親切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならないこと。

（３）勤務中に喫煙、飲酒をしてはならないこと、又酒気を帯びて勤務をしてはならないこと。

（４）その他勤務の遂行を怠るような行為をしてはならないこと。

（５）甲の業務遂行に支障をきたすような行為をしてはならないこと。

13　その他

本仕様書に記載されていない事項については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。